



毒物劇物管理

医薬用外毒物

医薬用外劇物

毒物劇物とは

- 毒物及び劇物とは、毒物及び劇物取扱法によって規定されている、人体等に甚大な影響を与える可能性のある化学物質であり、同法の第一条において、『この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。』と記述されている。
- 本法で規定されている化学物質は、毒物・劇物・特定毒物の3種類**に分かれており、同法の別表に具体的に記載されている。
- 中高校の理科実験で使用される硫酸や硝酸、水酸化ナトリウムなどの他に、メタノール・フェノール・ホルムアルデヒドなども本法で規制されている毒物劇物に該当する。

該当する試薬を製造・輸入・販売及び使用する時

- 毒物劇物の製造又は輸入は、所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣の許可を得る必要がある。
- 毒物劇物の販売業は、所在地の都道府県知事の許可を得る必要がある。販売する店舗が複数ある時は、所在する都道府県ごとに許可を得る必要がある。
★申請にあたっての実務は、市区の役所に相談し、担当部署に相談することをお薦めします。
- 毒物劇物の製造業及び販売業・特定毒物使用者以外の使用者は、特に許認可の必要は無いが、同法第二十二條5項において、『第十一条、第十二條第一項及び第三項、第十六条の二並びに第十七条第二項から第五項までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて、厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する』と規定されており、同法に該当する化学物質を使用する時には、使用者全てが、厳格に管理することが必要である。**

製造業者や販売業者だけでなく、毒劇法で規定された化学物質を扱う全ての人が、厳格に管理し、その記録を残しておくことが必要である

「知らなかった」では済まされない 毒劇物管理

使用する試薬が該当するかどうかの判定方法

- 化学物質に関する情報を提供しているサイトを、公的機関が提供しており、これを利用する
- また、和光純薬工業や関東化学の試薬カタログには、関係法令に関する情報が記載されており、該当の有無を確認するだけであれば、これらを利用するのが便利である。但し、記載が間違っていたために、発生したトラブルに関して、これらの会社には責任を負わすことはできない。

化学物質の情報サイト

- 日本化学物質辞書データベース (http://nikkaiweb.jst.go.jp/nikkai_web/pages/top.html)
- 化学物質総合情報提供システム (<http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/SystemTop.jp.faces>)
- 化学物質安全情報提供システム (<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/index.htm>)

毒物劇物の使用に際して注意すべき事項(特に注意すべき事項)

- ★購入した毒劇法に該当する化学物質毎に、購入にあたっては、購入日・購入先・購入量を、使用する際には、使用日・使用者・使用量と残量・使用目的を記録しておく必要がある。(最低5年間保存)
- ★さらに、毒劇物に該当する化学物質は、鍵がかかる保管庫に保管し、保管庫の鍵は管理者が保管管理し、不特定の人が容易に使用できる状態にしておいてはならない。
- ★毒劇物の外部への漏逸を防ぐため、保管庫や試薬瓶等に劣化や腐食等があってはならない。

本法に違反した場合には、最高で、三年以下の懲役、及びまたは若しくは、二百万円以下の罰金が科せられる。
当然、状況により業務停止などの処分を科せられることがある